

本庄市窓口・料金収納等業務委託プロポーザル募集要項

窓口・料金収納等業務委託を実施するにあたり、次のとおり公募型プロポーザル方式による受託事業者の選定を行いますので、参加を希望する事業者は、この募集要項の内容を踏まえプロポーザル参加申込書に必要書類を添付のうえ、提出してください。

1 業務概要

(1) 業務委託名

窓口・料金収納等業務委託

(2) 委託業務の区域

委託業務の区域は、本庄市水道事業給水条例（平成18年本庄市条例第181号）に規定する給水区域とし、主な執務場所は、本庄市水道庁舎とします。

(3) 業務の履行期間等

ア 委託業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

イ 委託業務は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までを業務執行期間とします。また、契約締結日から令和8年3月31日までは、事務引継ぎ等を行う移行準備期間とし、令和13年4月1日から令和13年5月31日までは、必要に応じて、資料及びデータの提出の依頼をする整理期間とします。なお、移行準備期間及び整理期間に係る経費等は受託事業者の負担とします。

(4) 委託業務内容

委託業務の範囲は、次に掲げるとおりとし、詳細については、別途窓口・料金収納等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で定めます。

ただし、仕様書第3章 委託業務の内容及び実施方法等の概要については、業務委託の趣旨に反せず、利用者のサービスの低下を生じない限りにおいて、業務提案書により代替提案ができるものとします。

ア 検針業務

イ 調定請求業務

ウ 収納業務

エ 滞納整理業務

オ 精算業務

カ 受付業務

キ 配水・給水管網図及び給水台帳閲覧等窓口対応業務

ク 電子計算処理業務

ケ 給水装置工事等管理業務

コ メーター管理業務

サ その他アからコまでに附随する業務で委託者が必要に応じ指示する業務

(5) 提案見積限度額

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間の委託業務に係る提案見積限度額の総額は447,500千円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「消費税」とする。）とし、年度別の提案見積限度額については、令和8年度から令和12年度の各年度において89,500千円（消費税を除く。）とします。

ただし、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すもので、本業務に係る見積書を提出する際は、この金額を超えてはならないことに留意してください。

(6) 支払方法

業務委託料の支払方法については原則各月払いとします。

※移行準備期間及び整理期間における委託料の支払いはありません。

2 参加資格要件

本件プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）を基準として、次のアからシまでの条件をすべて満たさなければ、本件プロポーザルに参加することはできません。

ア 令和元年度以降において、給水人口7万人以上の水道事業体における検針業務かつ収納業務及び滞納整理業務について、2か年以上にわたり受託実績を有する者であること。

イ 公告日において、本庄市物品等競争入札執行要領（平成21年本庄市告示第42号）第2条第1項第2号に基づく令和5・6年度本庄市物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、取扱製品・業務において、水道メーター検針業務、水道料金徴収業務（同種業務であれば可能とする。）を希望する者であること。

ウ 公告日から契約締結日までの間に、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年本庄市告示第43号）第2条に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 公告日から契約締結日までの間に、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号）第3条に基づく指名除外等の措置を受けていない者であること。

オ 本件の契約締結後、速やかに水道法（昭和32年法律第177号）第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者を常時雇用者として主な執務場所に配置できる者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

ク 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

ケ 常時雇用関係があり、かつ、業務委託内容及び同種又は類似の業務について、それら全ての実務経験を3年以上有する業務責任者を配置できる者であること。

コ 本件プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次に示す関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係

b 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている関係

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている関係

③ 組合関係

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）及び当該組合の組合員の関係

④ その他本件プロポーザルの適正な実施が阻害されるおそれがあると認められる場合

- サ 個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができる者であること。
- シ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しておらず、国・市(区)町村税に滞納がない者であること。

3 失格要件

次のアからウまでに掲げるいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加資格又は受託候補事業者(9受託候補事業者の選定及び決定を参照のこと。)としての決定を取り消すことがあります。

- ア 本件プロポーザルの参加資格を欠く者となった場合
- イ 本件プロポーザルの公正な執行を妨げるような不正行為が認められた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載が発覚した場合

4 参加の申込み

本件プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「参加希望事業者」という。)は、次の(1)から(6)までの事項に従い、必要な手続きを行ってください。

(1) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る)によります。

(2) 提出期間

令和6年11月22日(金)から令和6年12月6日(金)まで
午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間(祝日、日曜日及び土曜日を除く。)
※郵送の場合は期限までに到着したものに限ります。

(3) 提出先

〒367-0054
埼玉県本庄市千代田3丁目4番5号
本庄市上下水道部水道課
電話番号0495-22-2151

(4) 提出部数

(5)に示す提出書類各1部

※提出に際しては、プロポーザル参加申込書等提出書類確認表(様式第2号)を先頭として、その他の提出書類を参加申込書等提出書類確認表に記載された順番に綴じてください。

※提出前に必ず、参加申込書等提出書類確認表によりチェックをお願いします。

(5) 提出書類

参加申込に必要とする様式及び添付書類

- ア プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- イ プロポーザル参加申込書等提出書類確認表(様式第2号)
- ウ 参加資格要件に関する誓約書(様式第3号)
- エ 定款の写し及び会社のパンフレット
- オ 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- カ 誓約書(様式第4号)
- キ 受託実績表(様式第5号)及び受託実績を証明する契約書の写し(任意の^{いち}一契約)
- ク 国・市(区)町村税に滞納がないことの証明書
 - ①本社所在地所管の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(税務署所定様式:納税証明書その3の3)
 - ②本社所在地の市(区)町村で発行する法人市民税、市県民税(特別徴収分)、事業所税、固定資産税(土地、家屋、償却資産)、軽自動車税の滞納がないことの証明書
 - ③本庄市内に支店、営業所を有し、本庄市から課税されている法人については、法人市民税、

市県民税（特別徴収分）、固定資産税（土地、家屋、償却資産）、軽自動車税の滞納がないこと
の証明書

ケ 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していることを証明できる書類の写し

※オ及びクの証明書については、各発行官公署等において定めた様式で発行されたもので、公告日以降に発行されたものとします。

(6) 留意点

提出書類の全てが揃っていないものは受理できませんので、ご注意ください。

(7) 参加資格要件の確認結果通知

参加資格要件を確認し、参加希望事業者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第7号）により、参加資格の有無を通知します。本件プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加希望事業者（以下「参加事業者」という。）には、本件プロポーザルへの参加を要請します。

5 業務提案書の提出

参加事業者は、次の（1）から（7）までの事項に従い、本件プロポーザルに関する業務提案書等の提出してください。なお、本件プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出してください。

(1) 提出方法

4 参加の申込み （1）提出方法と同じです。

なお、提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は認めません。

(2) 提出期間

令和7年1月16日（木）から令和7年1月17日（金）まで

※受付時間は、4 参加の申込み （2）提出期間と同じです。

(3) 提出先

4 参加の申込み （3）提出先と同じです。

(4) 提出書類及び部数

ア 業務提案書の記載項目アからスまで 正本1部、副本7部

イ 業務提案見積書（様式第29号）及び積算内訳書（様式第30号、様式第31号） 1部

ウ 電子媒体 業務提案書正本及び業務提案見積書の電子データ一式（CD又はDVD） 1部

(5) 業務提案書の記載項目

業務提案書を作成するにあたっては、仕様書等に記載されている内容を十分に反映させることが基本となりますので、内容をよく確認して作成してください。

業務提案書の記載内容は次に定める項目のとおりとします。

なお、指定されているものは所定の様式に基づき作成してください。

ア 会社概要及び財務状況

①会社概要書（1）（様式第12号）、財務状況等調査表（1）（様式第14号）及び財務状況等調査表（2）（様式第15号）に記載し、直近3か年の会計年度における事業報告書の写し等（様式第14号を参照のこと。）を資料として添付してください。

②公的認証の取得状況を会社概要書（2）（様式第13号）に記載し、認証の取得を証明できる書類等の写しを資料として添付してください。ただし、記載する取得状況については、本件委託業務に係るもののみとしてください。

イ 委託業務に係る受託実績

受託実績表（様式第16号）に記載し、実績等の確認できる契約書の写しを資料として添付してください。

ウ 業務体制及び業務実施基本方針

従事者配置予定表（様式第17号）及び様式第18号に記載してください。

- エ 検針、調定請求、収納、滞納整理の業務に関する考え方
様式第19号に記載してください。
 - オ 精算、受付、配水・給水管網図及び給水台帳閲覧等窓口対応の業務に関する考え方
様式第20号に記載してください。
 - カ 電子計算処理業務に関する考え方
様式第21号に記載してください。
 - キ 給水装置工事等管理業務及びメーター管理業務に関する考え方
様式第22号に記載してください。
 - ク 附帯業務に関する考え方
様式第23号に記載してください。
 - ケ 法令遵守、情報セキュリティポリシー、個人情報の保護等に関する考え方
様式第24号に記載してください。
 - コ 人材育成に関する考え方
様式第25号に記載してください。
 - サ 地域貢献等に関する考え方
様式第26号に記載してください。
 - シ 防災、災害、緊急時対策等危機管理に関する考え方
様式第27号に記載してください。
 - ス その他の業務提案
様式第28号に記載してください。
- (6) 業務提案見積書(様式第29号)及び積算内訳書(様式第30号、様式第31号)により作成し、業務提案書とは別に封かんのうえ、業務提案書と一緒に提出してください。
- (7) 留意事項
書類提出の際、全ての書類が揃っているかに関し、業務提案書等提出書類確認表(様式第8号)により確認してください。

6 業務提案書等の作成要領

業務提案書は、次に定めるところにより作成してください。

- (1) 業務提案書の作成にあたって用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とします。
業務提案書の様式は、指定するもの以外は任意とします。用紙は、日本産業規格A4、縦型横書き両面印刷で左綴りとしてください。文字の書体は任意、本文の文字サイズは12ポイント以上とし、ページ数は様式等に指定するとおりとします。なお、文書を補完するための写真、イラスト、イメージ等を使用することは可能です。この場合においてA3用紙を使用する場合は、折綴りとしてください。
- (2) 業務提案書の正本は、表紙として正本用の業務提案書(様式第10号)を使用してください。表紙の次に業務提案書等提出書類確認表(様式第8号)、業務提案提出書(様式第9号)、任意の書式で作成する目次、業務提案書等提出書類確認表(様式第8号)に記載されている提出書類を4業務提案書の内容の①～⑬を順番どおりに綴ってください。
業務提案書の副本は、表紙として副本用の業務提案書(様式第11号)を使用してください。表紙の次に任意の書式で作成する目次、業務提案書等提出書類確認表(様式第8号)に記載されている提出書類を4業務提案書の内容の①～⑬を順番どおりに綴ってください。
また、正本、副本ともに、目次以降のページの下部に通しのページ番号を記載したうえで、1部ごとにA4版縦長左綴りで製本(ファイル等で綴じる)してください。なお、綴じ方は任意とし、とじ具は金属製でないものを使用してください。
- (3) 製本の表紙には「窓口・料金収納等業務委託提案書」と記載し、提出日及び事業者名を記載してください。
- (4) 業務提案書は、表紙、目次及び添付資料を除き80ページ以内とします。

- (5) 提出書類の作成にあたっては、Word、Excel 又は PowerPoint を使用し、作成したデータを CD 又は DVD に記録したものを電子媒体として提出してください。また、作成したデータは PDF に変換し、あわせて電子媒体に記録してください。電子データには印影は不要です。なお、提出前に必ず貴社でウイルスチェックを行ってください。
- (6) 電子媒体については、電子媒体を収納するケースに委託名、事業者名を横書きで表記してください。電子媒体のラベル面には、委託名、事業者名、ウイルスチェック年月日を直接印刷又は油性のフェルトペン等により表記して提出してください。
- (7) 業務提案見積書（様式第 29 号）に記載する金額については、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間に要する費用の総額を記入し、積算内訳書（5 年間）（様式第 30 号）には、業務提案見積書の総額の積算根拠等を記載してください。積算内訳書（単年度）（様式第 31 号）には、年度ごとの積算根拠等を記載してください。
- (8) 業務提案見積書の積算内訳書（様式第 30 号、様式第 31 号）には、そのもととなる単価、工数（人・日）等を積算根拠等の欄に記載し、必要に応じて資料を添付してください。
- (9) 業務提案見積書及び積算内訳書は封筒に入れ、封筒の表面には「業務提案見積書及び積算内訳書在中」と表記し、委託名を記載してください。裏面には参加事業者名を記載し、封かんのうえ封印してください。
- (10) 業務提案書等の著作権はそれぞれの作成者に帰属しますが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製する場合があります。
- (11) 業務提案書等の提出期限以降の書類の差し替え、追加及び再提出は認めません。
- (12) 業務提案書等提出された書類は返却しないものとします。

7 質問の受付等

(1) 質問方法

本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和 6 年 12 月 12 日（木）午前 9 時から令和 6 年 12 月 19 日（木）午後 5 時（必着）までの間に、プロポーザル質問書（様式第 32 号）に質問内容を簡潔に記載のうえ、電子メールで提出してください。メールの件名は、「プロポーザルに関する質問【参加事業者名】」とし、電子メール送信後、水道課業務係まで電話で到達確認の連絡を行ってください。受付期間を過ぎた質問については、受け付けないものとします。

【電子メール送信先】

E-mail : suido@city.honjo.lg.jp

(2) 回答方法

回答については、質問に対する回答書として取りまとめ、質問者及びすべての参加事業者に対して電子メールにより、令和 6 年 12 月 25 日（水）午後 5 時までに回答します。電話又は口頭による個別の対応は行わないものとします。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。実施の日時、場所、留意事項等についてはプレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第 33 号）にて参加事業者へ通知します。参加事業者は、所定の期限までに、プレゼンテーション及びヒアリング出席予定者報告書（様式第 34 号）を本庄市に提出してください。

(1) 実施予定日時

令和 7 年 2 月中旬を予定しています。

集合時間と実施時間については参加事業者ごとに異なりますので、詳細な案内は後日改めて通知します。

(2) 場所

本庄市都島浄水場会議室

住所：本庄市都島 772-1

- (3) 参加事業者ごとの持ち時間
詳細は後日お知らせします。
- (4) 使用できる機器
電源、モニター（100インチ）及びHDMIケーブル（5m）を除き、プレゼンテーション及びヒアリングで使用する機器（PC等）は参加事業者が準備してください。
- (5) 出席人数
プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務提案書の内容を十分理解し説明できるものとし、出席人数は5名以内とします。
- (6) 留意事項
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。
 - イ 出席者に変更が生じた場合は、事前に届け出てください。
 - ウ 指定日時以外のプレゼンテーションは認めないものとし、欠席の場合は、本件プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。ただし、交通機関等の事故等やむを得ない理由で出席できない場合は速やかに事務局に連絡してください。
 - エ プレゼンテーションの内容は、提出した業務提案書に記載されているもののみとし、新たな提案等を業務提案書に加えること及びその他の追加資料等の提出及び説明はできないものとします。
 - オ 提出された参加申込書及び業務提案書及び関連する証明書等の各書類及び電子媒体は、理由の如何にかかわらず返却しません。
 - カ 提出された参加申込書及び業務提案書及び関連する証明書等の各書類並びに電子媒体について、本庄市情報公開条例（平成18年条例第20号）第6条の規定による公開の請求があった場合、第14条の規定に基づき、当該資料の提出者に意見を求めることがあります。

9 受託候補事業者の選定及び決定

- (1) 受託候補事業者の選定方法
本庄市窓口・料金収納等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、別に定める本庄市窓口・料金収納等業務委託受託候補事業者プロポーザル選定基準に基づき、参加事業者ごとに点数評価を行い、評価の総合点が最も高い参加事業者を、委託契約における優先交渉者（以下「受託候補事業者」という。）として選定します。なお、審議の内容は非公開とします。
- (2) 総合点評価第1位が複数の場合の取扱い
評価の結果、総合点が最も高い参加事業者が複数いた場合には、選定委員会で審議し、受託候補事業者を選定します。
- (3) 受託候補事業者の決定
市長が、選定委員会から受託候補事業者の選定に関する報告を受け、受託候補事業者を決定します。
- (4) 決定結果の通知
決定結果は、各参加事業者に通知します。なお、受託候補事業者に選定されなかった参加事業者については、当該通知をした日から起算して7日（土日及び祝日を除く。）以内に書面により、本庄市に対し、選定されなかった理由について説明を求めることができます。書面による回答は、当該書面を受理した日の翌日から起算して10日（土日及び祝日を除く。）以内に書面にて回答します。
なお、選定結果については、通知前の電話等による問い合わせ及び異議の申し立てについては一切応じないものとします。

10 委託契約

受託候補事業者との契約は、随意契約の手続きにより行います。受託候補事業者は、契約締結

交渉にあたり、別に定める書式による必要な書類を提出してください。

なお、受託候補事業者と契約締結の合意に至らなかった場合又は契約締結交渉中に受託候補事業者が失格要件に該当した場合は、当該受託候補事業者との交渉を打ち切り、次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった者から順に契約交渉を行います。

1 1 結果の公表

受託候補事業者決定後、本庄市ホームページにおいて本件プロポーザル実施に関する概要を掲載し公表します。

1 2 スケジュール (予定)

	内 容	日 付
1	実施の公告 (実施要項の公表)	令和6年11月22日 (金)
2	仕様書等関係書類配布期間	令和6年11月22日 (金) ~12月6日 (金)
3	参加申込書等の提出期限	令和6年12月6日 (金)
4	参加資格審査結果の通知	令和6年12月11日 (水)
5	業務提案書の作成に係る質問書受付期間	令和6年12月12日 (木) ~12月19日 (木)
6	業務提案書の作成に係る質問書回答期限	令和6年12月25日 (水)
7	業務提案書、提案見積書等の受付開始	令和7年1月16日 (木)
8	業務提案書、提案見積書等の提出期限	令和7年1月17日 (金)
9	プレゼンテーション実施の通知	令和7年1月31日 (金)
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年2月中旬
11	選定結果の通知	令和7年2月下旬
12	仕様内容に関する詳細打合せ	令和7年3月上旬
13	契約締結	令和7年3月中旬
14	委託業務の移行準備期間	令和7年3月中旬~令和8年3月31日
15	委託業務執行開始	令和8年4月1日

1 3 その他

(1) 参加募集等

本件プロポーザルへの参加募集は、本庄市公告式条例 (平成18年本庄市条例第3号) に規定する掲示場において公告するとともに、本庄市ホームページに掲載します。

(2) 費用の負担

本件プロポーザルに要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) スケジュール

本件についての日程はすべて予定であり、状況に応じて変更する場合があります。

(4) 下水道課の移転

現在、下水道課は本庄市役所本庁舎に配置されていますが、令和8年4月に本庄市水道庁舎に移転を予定しております。移転により委託業務を追加する場合があります。業務を追加する場合は、委託業務に係る提案見積限度額とは別に見積りを行うこととします。

1 4 事務局

本庄市上下水道部水道課業務係

担 当 者 : 大島、遠藤

所 在 地 : 〒367-0054 埼玉県本庄市千代田3丁目4番5号

電話番号 : 0495-22-2151

F A X : 0495-22-2153

E-mail : suido@city.honjo.lg.jp